

日程第十七 議案第九十八号

市道路線の認定について

(審査報告) 原案可決。四一二

日程第十八 議案第九十八号

鉄道の連続立体交差化に伴う地元費用負担解消に関する意見書

原案可決。四一五

日程第十九 議案第一百十号

財産の取得について

原案可決。四一八

日程第二十

福生市選挙管理委員会委員の選挙

日程第二十一

福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙

日程第二十二

閉会中の継続審査申し出について

建設委員長の発言申し出(陳情第二号及び陳情第六号について)

日程第二十三

特定事件の継続調査について

閉議・閉会。四三三

日程第二十三

議案第九十四号

市道第五十四号

日程第二十三

議案第九十三号

市道第五十三号

日程第二十三

議案第九十二号

市道第五十二号

第四回福生市議会 定例

会会議録(第十三号)

昭和五十五年十二月九日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が招集された。
出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎君	二番	仲村清信君
三番	加藤謹之助君	四番	高水惣八君
五番	東浦春浪君	六番	村尾栄次君
七番	森田治男君	八番	山崎繁三郎君
九番	小野沢久君	十番	遠藤洋一君
十一番	原敏子君	十二番	松山清君
十三番	小林菊三君	十四番	村野武男君
十五番	鈴木藤次郎君	十六番	貫井喜代次君
十七番	田村市郎君	十八番	東田正治君

十九番 宮沢良一君
二十番 指田保雄君
二十一番 末次性男君
二十二番 小堀仁七君
二十三番 関米吉君
二十四番 塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 木林田進君
議事係長 市川昭利君
臨事速記事務補佐員 川久保友子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村匡雄君
市役 古谷徳男君
収入役 橋本孝蔵君
教育長 森田猛君
企画財政部長 生子国利君
総務部長 浅見裕康君
市民部長 井上久男君
福祉部長 田村忠雄君
建設部長 内田和雄君
教育次長 八木房雄君
監査委員事務局長事務取扱 高水求君
選挙管理委員会事務局長 篠崎寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十五年第四回福生市議会定例会議事日程

開議日時 十二月九日（火） 午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 陳情書の取り下げ願いについて

日程第五 議案第九十九号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例

日程第六 議案第九十一号 福生市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第九十二号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第一百号 昭和五十五年福生市一般会計補正予算（第五号）

日程第九 議案第一百一号 昭和五十五年福生市国民健康保険特別会計補正予算

（第二号）

日程第十 議案第一百二号 昭和五十五年福生市福生都市計画事業福生土地地区画整

理事業会計補正予算（第二号）

日程第十一 議案第一百三号

昭和五十五年福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

日程第十二 議案第一百四号

昭和五十五年福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）

日程第十三 議案第九十三号

昭和五十四年度福生市一般会計決算認定について

日程第十四 議案第九十四号

昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第十五 議案第九十五号

昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計決算認定について

日程第十六 議案第九十六号

昭和五十四年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第十七 議案第九十七号

昭和五十四年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第十八 議案第九十八号

市道路線の認定について

昭和五十五年第四回福生市議会定例会第百一十八
日野第十八 議案第六十八号 市販物検査場移入せしめ九月九日（火） 午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

田中 第廿四号 昭和五十四年福生市支所本町専業会指先其額五〇〇〇

田中 第廿六号 昭和五十四年福生市下木町専業会指先其額五〇〇〇

日程第四 議案の取り下げ 議案第廿五号 福生市下木町専業会指先其額五〇〇〇

田中 第廿五号 昭和五十四年福生市下木町専業会指先其額五〇〇〇

を附了

田中 第廿四号 昭和五十四年福生市支所本町専業会指先其額五〇〇〇

田中 第廿三号 昭和五十四年福生市支所本町専業会指先其額五〇〇〇

日程第八 議案第百号 昭和五十五年福生市一校会計補正予算（第五号）

田中 第廿二号 昭和五十五年福生市支所本町専業会指先其額五〇〇〇

日程第十一 議案第百三十三号 昭和五十五年福生市下木町専業会指先其額五〇〇〇

日程第十二 議案第百三十四号 昭和五十五年福生市下木町専業会指先其額五〇〇〇

議案第百三十五号 昭和五十五年福生市下木町専業会指先其額五〇〇〇

午前十時二分 開会、開議

○議長（小林菊三君） ただいまから昭和五十五年第四回福生市議会定例会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長（小林菊三君） 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

十九番 宮沢良一君

二十番 指田保雄君

二十一番 末次性男君

以上三名を指名いたします。

○議長（小林菊三君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諮般

の報告をいたさず。

(本林田議会事務局長報告)

- 一、昭和五十五年第四回福生市議会定例会の招集について(別添参照)
 - 二、議案の送付について(別添参照)
 - 三、陳情書の取り下げ願について(別添参照)
 - 四、市議会議事説明員の委任について(別添参照)
 - 五、議案説明員の出席要求について(別添参照)
 - 六、昭和五十五年八月分例月出納検査の結果について(別添参照)
 - 七、昭和五十五年九月分例月出納検査の結果について(別添参照)
 - 八、昭和五十五年第二回定期監査の結果について(別添参照)
 - 九、委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について(別添参照)
- 議長(小林菊三君) 以上で報告は終わりました。

○議長(小林菊三君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますの

で、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 貫井喜代次君登壇)

○議会運営委員長(貫井喜代次君) 御指名でございますので、去る十二月三日及び昨日八日の二日間にあたって開催いたしました委員会の審議経過について、御報告申し上げます。

まず十二月三日の審議経過でございますが、最初に日程案について審議し、一般質問については七名の通告があり、市長から送付された議案については各例の一部改正二件、昭和五十四年度の各会計決算書五件、道路認定一件の八議案であり、日程の順序については従来どおり一般質問を先にお願ひし、その後各例、各会計決算書、道路認定の順で日程にのせることといたしました。また議案についてはすべて委員へ付託とし、特に昭和五十四年度一般会計決算書については、決算特別委員会を設置して審議されたいとの意見が出され、当委員会としてはそのように決定いたしました。

次に会期でございますが、今次定例会は、特に決算特別委員会の審議もありますので、本日九日と明日十日を一般質問及び議案下の審議とし、十一

日から二十二日については委員会審議のため休会することとし、二十三日を最終日とする十五日間の会期と決定いたしました。

なお全員協議会につきましては、理事、副側より三件の申し出があり、議会側からも、ただいま局長が報告しました福生市選挙管理委員会委員の選挙の取り扱い、ほか二件の協議事項を予定しておりますので、下日の一般質問の区切りのよい時点で延会の上、お願いすることといたしました。その後理事、副より追加議案につき、一般職員の給与改定に伴う条例の一部改正及び給与費を含む各会計の修正予算合わせ、六議案につき、八日まで送付したい旨の説明がありました。

御案内のように、追加議案については議案を送付されて審議に付されるまでの時間がきわめて少なく、今回追加される議案については、その内容から取り扱って要領に問題がある旨、意見が出されたが、両方に直接かわかりを持つ予算も含まれるようなことから、今後理事、副におきまして、このような議案の送付は厳に戒めるよう強く反響を求め、議案を送付される八日に再度

委員会を開催し審議することといたしました。

そのようなことで、昨日八日の委員会につきましては、追加送付された議案本について、三日に審議した日程を含めて調整した結果、昨日御配付の日程表のとおり変更して決定いたしました次第でございます。なお、追加送付された議案本につきましても、別紙付託表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

以上が当委員会が決定された事項及び経過であります。御承知のように、今次定例会は昭和五十五年を締めくくる議会であり、したがって有終の美を飾るべく、議会運営ペースに進行されますよう特段の御協力をお願いし、報告いたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、十二月九日から十二月二十三日までの十五日間と決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よう会期は十五日間と決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。 二十一番 末次性男君。

(二十一番 末次性男君登壇)

○二十一番(末次性男君) ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

初めにお断りしておきますが、本来ならば余り自己の意見を述べるということは不適当とされておりますけれども、この際、私見を十分に申し述べることとを御了承願っております。

まず第一の行財政の運営口についてであります。

その一として、職員に対する市長の指導方針についてお尋ねいたします。

市長就任初の人事異動により、多くの職員の部署が変更されましたが、およそその自治体がよくなるも悪くなるも、上は市長から一般職員になる専門職の働きかたにありますが、もちろん議会の働き方によることも大きいと思っておりますが、まず、そうした中で最も重要なことは、役職にある人ならば、常にみずからの姿勢を正して事に臨むこと、肝要と思うものであります。いささか古び言葉にりますが、上正しければ下必ず乱れるとあるとおり、幹部は率先して事に当たり、身をもって範を示すことにより、部下は上司に心腹と初めて上司の威令は必ず行われるものであります。福生市民の公僕としての責を上げ得るものと信ずるものであります。

今回の人事異動により昇進された人たちは確かにおめでたいこととありますが、けれども、昇進を喜ぶ前に、さらに一段とわが身に重責が課せられたことに思いをいたし、一層の奮起を期待するものであります。

以上、私の感ずるところに従い意見を述べました。市長は当然、職員の指導方針については、確固たる決意をお持ちだと思いますので、そのところをお聞かせ願いたい。

その二として、人事についての市長の基本的なお考えであります。さきに質問しました指導方針とも関連がありますけれども、あえて別にして質問をすることにした。

人事については、もとより市長の権限であり、その内容に至っては容喙すべきものではありませんが、市長はどのような姿勢で臨んでおられるかをお尋ねいたします。

福生のよう小さな市、あるいは町村においては、その規模、または体質上、ややもすれば年功序列の人事が行われがちになります。およそに職員は、国家公務員と地方公務員とを問はず、しかも身の保全を願う余りに保身、退避的となり、万事、事なかれ主義に陥ります。この点については、そのように言われてはいますが、私は、やはり積極的に自分の職務を果たそうとする職員であってほしい。そして、それがために若干の勇み足があったとしても、反面、かりぬいにもなすべきことも含み、ただ安んじに日を送るのみであるとするれば、その人たよりもはるかに劣るものと信ずるものであります。やってもやらなくとも結果は同じということになれば勤勉意欲も成果も低下して、年功序列式の弊

害はここにきわまると思うものであります。企業は人なりと申します。役所といえども例外ではありません。能力ある者は抜擢して重要ポストにつける等、信賞必罰、そのところを得て初めてよき人事ができるものと思うのであります。もちろん今回の人事におきまして、も十合を慮された上での結果とは思いますが、今後のことでもありますので、どのような心構えで取り組んでいられるのか、詳しくお聞かせ願いたいと思います。

さう、次は特に財政問題について質問いたします。

過般の読売新聞に、国分寺市の行財政の運営について、市長が三井信託銀行調査部に診断を依頼した記事がかなりの紙面を割いて載つていましたが、もちろん読まれた方もいると思います。私も大いに関心を持って熟読しました。わが福生市にも大変参考になると思ひ、これらを取捨しつらう質問をいたします。

まず巻頭の見出しで「甘んずる、お役所運営」、そして、その次に「総合決算、能力給など提言」としてあります。うさか長くなりますが、総論では、「高過ぎる給与、職員増、ばらまき福祉、むずかしい予算書など地方自

治体に対する批判が厳しいが云々」としてありました。その一として、財政分析は一般会計と特別会計を含めた総合決算方式が必要である。その二として、行政サービスはその性格に対応した利用費負担の適正化が必要である。その三は、職員給与は年齢給一本よりも職種、能力、貢献度に応じて支払うべきである。ほかにもありましたが、いずれにしても大胆な分析提言でありました。

もとよりあくまでも利潤を追求する一般企業と公共団体とを同一視するところのむずかしさはあるにしても、企業的な感覚も十分行政に反映させていかねればならない点、多々あると信じているものであります。

第一の財政分析は、一般会計と特別会計を含めた総合決算方式が必要であるという点であります。

その理由の一つとして、財政の分析が一般会計に重点が置かれ、特別会計がややもすればおろそかになりがちであるということ。二として、土地や施設など市の財産と考えられるストック概念が欠落をしている。三目は、単年度主義を反映して動態的でない、そして、その限界を克服するには純計決算、つまり総合決算方式が必要ということでありましたが、その後いろいろ調べてみました結果、

性格上一般会計と特別会計の中の、特に公営企業会計等を総合決算とすることは、地方自治法第二百九条との関連もあり、いささか無理であることがわかりましたけれども、ただ土地開発公社に一時買い取ってもらっている土地等は、重表に隠れて審議の対象となっていないので、ややもすれば市の総合的財政状態を判断するときに誤りやすいのではないかと思いましたが、いずれにしても、この総合決算方式について、どのようなお考えをお持ちになれるかをお尋ねいたします。

第二には行政サービスの適正化であります。

たとえば公民館講座などの中には特定個人の集団がサービスを受け、社会性がほとんどなく余暇的な便益にすぎないから、そういう団体には応分の使用料を取るべきだとする意見であります。現在、多摩地区六十の公民館の中では、有料化しているところは一つもありません。有料にしてもその額は太したことではないと思いますが、ただ一方、体育館の使用についても社教団体を除いたものは有料となっていることや、お隣の羽村町も有料の方向に検討されているようですし、秋川市も公民館の事業運営費が二年連続して削減されて問題をばらんと

べいといふと聞いております。また保育サービスにおいても、保育に欠ける、この理由が、母親が働かないと生活ができないうケースや、あるいは所得をふやすために就労する場合等々まで、サービスを受ける社会的必要度には大きな差があり、行政サービスの性格に対応した利用者負担の適正化が必要であると思います。つまり私は、無料のものを有料にすべきだということではなく、同じ性格のもので一方では無料では筋が通らないと思うので、総合的な受益者負担の見直しが必要ではないかと思うのであります。理事員のお考えをお聞きしたい。

その三として、職員給与についてありますが、現行の年齢給与一本の横並び給与体系は、人事のところでも述べましたとおり、働いても働かなくとも同じという意識が職員に植えつけられるのではないかと、この点であります。組織に活力を入れるには職種、能力、貢献度、勤勉と怠惰等に応じた支給体系を持つことが必要であると思います。しかしながら、反面、言うはやすく行なはしというところもわかっていただけないでありません。

以上のような考え方に少しでも近づけることは必要ではないかと、このように思うもので

あります。この点をお聞かせ願いたいと存じます。

また一部合理化反対を唱える職員もいるように聞いておりますが、合理化を進めて経費の削減を図り、市に財政力をつけることは必要だと思いますけれども、この合理化反対の真意はどこにあるのかお尋ねしたいと思います。

次は公園対策について、その中で今後の児童公園の用地確保について質問いたします。

現在、遊園地で借地となっている箇所は十ヶ所、それ以外の一ヶ所については後ほど述べますが、その中で宗教法人のものや三ヶ所であり、これを除けば七ヶ所ということになります。議会としては、早い時期に市が買い取るように、しばしば強く要望してまいりました。なかなか実現を見るに至っておりません。

その中で、昭和五十一年一月に開園した玉川台児童遊園地の地主から返還を求められ、ついに返還せざるを得ない状況になり、付近の人たちが大変困っている現状であります。このことにご遺憾に思っております。

このような事態をもう一度、議会側の要望であったわけですが、しかし、早く買い取れないといっても地主がいやだと言えはむずかしいことでもあるし、また財政的